

I

(1) いわゆる部分社会の法理について、地方議会の内部紛争に対して、司法審査が及ぶか否かについて説明を求めるものである。従来、先例としては、除名処分には司法審査が及ぶが、出席停止には及ばないとされていた。しかし、最高裁は、最大判 2020 年（令和 2 年）11 月 25 日（民集 74 卷 8 号 2229 頁）にて、「出席停止の如き懲罰」は「司法裁判権の対象の外におくを相当とする」としていた最大判 1960 年（昭和 35 年）10 月 19 日（民集 14 卷 12 号 2633 頁）を判例変更し、出席停止の懲罰は、議会に一定の裁量が認められるが、その適否を裁判所が常に判断できるとしており、当該判例変更も含め言及することが必要である。

(2) 行政法総論上の基本事項である「法律の優先の原則」についての理解度を問う問題である。法律の優先の原則は、「法律による行政の原理」を構成する一つの原則であり、行政は、法律に従って行われなければならない、これに違反することができないという原則であることを基本として、契約自由の原則（私的自治の原則）と法治主義を対比しつつ、行政法の世界における法律の性格について敷衍すること等が求められる。

II

私立大学における入試の公平性（平等性）について問う問題である。憲法の私人間効力論について説明し、入試において憲法 14 条 1 項の平等がどの程度実現されなければならないかについて、私立大学の建学の精神、伝統や教育方針、私学教育の公教育性、私学助成金の交付、医師養成などを考慮して、多角的に論じることが求められる。事案は異なるが、私立大学における先例としては、昭和女子大事件判決（最判 1974 年〔昭和 49 年〕7 月 19 日）が参考になる。

なお順天堂大学共通議義務確認訴訟判決（東京地判 2021 年〔令和 3 年〕9 月 17 日裁判所 HP）も参照されたい。

III

行政法総論上の基本事項である(1)「行政処分（行政行為）の概念」、(2)「行政処分（行政行為）における行政裁量」についての理解度を問う問題である。横浜地判 2020 年（令和 3 年）3 月 18 日判時 2483 号 3 頁を参考にして作問した。

(1)に関しては、講学上の行政処分（行政行為）の概念（又は最判 1964 年（昭和 39 年）10 月 29 日民集 18 卷 8 号 1809 頁により示された「行政庁の処分」の概念）を前提として、B 市通知及び A 県通知の行政処分該当性について、B 市通知は行政機関相互間の行為に止まるのではないかと、また、A 県通知は観念の通知であってそれ自体は法効果を有しないの

ではないか、しかし、DはA県通知によって初めてB市認定を知ることができるのではないかと、いかなる観点から論じることが求められる。

(2)に関しては、学校教育法施行令5条1項・18条の2の規定に即して、B市認定について判断の余地（法律との関係での裁量）が与えられていることを指摘した上で、そこで予定されている政策的・専門技術的判断の程度から、裁量（裁判所との関係での裁量）まで認める趣旨を読み取ることができるかどうかについて論じることが求められる。